

## 天童スイミングスクール会員規約

## 《各所及び所在地》

第1条 天童スイミングスクールと称し、天童市鎌田二丁目3番30号に置きます  
(以下本スクール)

## 《運営》

第2条 本スクールの施設の運営・管理(会員資格の得喪変更、スクール諸費用、スクール規約の制定、改廃等の決定手続きを含む。)は、本スクールが行います。

## 《目的》

第3条 本スクールは、正しい泳法指導と水中指導を行い、プールを通し幼児・学童は健全な心身の育成を柱に、成人はヘルスケアのアドバイザーとして、会員の調和をはかり、また、その分野で地域社会に貢献します。

## 《入会資格》

第4条 本スクールに入会できる方は、

- ① 各コースに定められた資格に該当し、本スクールの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。
- ② スポーツを行う上で適した健康状態であり本スクールの指定した書類を提出し、本スクールが入会を認めた者とします。
- ③ 刺青や外ウー、暴力団構成員及び会員の円滑なスクールライフに支障を来す等、本スクールが不相当と認める方は、入会をお断りします。又、これらの事象が判明した時点で退会していただきます。

## 《指導日時》

第5条

- ① 各コースの会員は別に定められた曜日、時間に指導を受けるものとします。
- ② 本スクールは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修・整備・その他本スクールの都合により休業することがあります。尚、休業に関してのお知らせは原則として1か月前までに館内掲示、又は、個別にて告知させていただきます。但し、自然災害や施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など、緊急の事態が発生した場合には、予め掲示することなく一部又は全部の施設を休業することができるものとします。

## 《指導内容》

第6条 本スクールは、各コースに応じた指導要綱及び細目を設定いたします。  
指導要綱及び細目に基づく個別的・具体的指導方法は、指導担当運営委員及び各指導コーチが決定します。

## 《入会手続き》

第7条 本スクールに入会しようとする方は所定の手続きを行い、本スクールの承認を得た上、定める会費。入会諸費用をお支払いいただきます。尚、入会希望者が未成年の場合、保護者は、本規約に基づく責任を本人と連帯していただきます。

## 《入会金》

第8条 会員は本スクールの定める入会金を所定の方法で支払わなければなりません。尚、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要な費用であり、いったん納入した入会金は返還しません。

## 《会費等の支払》

第9条 会員は本スクールの定める会費を所定の方法で本スクールに支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払い方法は、本スクールが定めるものとします。会費等の金額が納入ならなかった場合には連絡をさせていただきます。尚、一旦納入した会費等は理由の如何に問わず返還しません。

## 天童スイミングスクール会員規約

## 《コース変更・バス変更》

第10条 コース変更及びバス変更は、変更する月の前月の15日(15日が休館日の場合は、休館日前日)まで、届けなければならないものとします。

## 《休会》

第11条 会員は休会をする月の前月の15日(15日が休館日の場合は、休館日前日)まで、本スクールに所定の休会届けを提出することにより休会できます。尚、休会中の費用は本スクールの定める金額になります。

## 《退会》

第12条 会員は退会を希望される月の15日(15日が休館日の場合は休館日前日)まで、本スクールに所定の退会届けを提出することにより、その月末で退会することができます。15日を過ぎた場合は翌月扱いとなります。尚、退会届けが提出されない限り、会費はご請求させていただきます。(電話、FAX、口頭での届出は受け付けられません。)

## 《会員のモラル》

第13条 会員は下記事項を厳守しなければなりません。

- ① 館内ではコーチの指示に従いルールを守ること。
- ② スクールの秩序を守り、本スクールの目的に賛同し、努力すること。

## 《除名》

第14条 本スクールは会員に次の各号の一つに該当すると認められた場合は、その会員の資格の一時停止又は除名を決定することができます。

- ① 3ヶ月以上会費を滞納し、請求があっても完済しないとき。  
(除名以前の月会費はすべて納入していただきます。)
- ② 本スクールの施設を故意または重大な過失にて毀損したとき。
- ③ 本規約、その他、本スクールの定める規則に違反したとき。
- ④ 本スクールの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- ⑤ その他、会員にふさわしくないと認められた非行があったとき。

## 《スクールの廃止、利用制限》

第15条 1 本スクールは次の事由により本スクールの廃止、又は一時的に閉鎖することができます。尚、この場合、会員に対する補償は致しません。尚、スクールを廃止する場合は館内掲示板にて1ヶ月前まで告知します。(緊急の場合は、その限りではありません)

- ① 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で、本スクールの業務に支障があるとき。
  - ② 施設の改造、又は、補修工事実施、及び、設備・機械の決定的な作動不動のとき
  - ③ 法令の制度改廃、行政指導、社会情報、経済状況の著しい変化、その他、やむを得ない事由が発生したとき。
- 2 各種大会及び特別行事を開催する場合、施設の一部又は、全部の利用が制限されます。

## 《館内の管理及び責任》

第16条 ① 会員は本規約及び、館内において別に定める館内規定に従わなければなりません。

② 会員が前項に従わない為に発生した盗難及び、事故について本スクールは損害賠償責任を一切背負わないものとします。

③ 上記2項以外の場合において、練習中の事故に関し、本スクールの館内管理に過失があると認められた時は、本スクールが損害賠償の責を負うものとします。  
但し、その原因が天災の場合はその限りではありません。

## 《忘れ物・拾得物の取り扱いおよび拾得物の拾得者の権利放棄》

第17条 本スクールにおける忘れ物について、会員は、本スクールで定める一定期間経過後に一切の権利を放棄したものとし、本スクールにて処分することに異議を述べないものとします。但し、腐敗等安全衛生上の問題を生じる恐れがある場合、本スクールは、期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

## 天童スイミングスクール会員規約

## 《変更事項》

第18条 会員は住所又は、連絡先など入会申込記入事項に変更のあった場合は速やかに届け出るものとします。

## 《諸費用の改正》

第19条 本スクールは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢の変動に応じて改正することができます。

## 《細則》

第20条 本規約に定めていない事項及び、業務遂行上必要な細則は本スクールが定めるものとします。

## 《改正》

第21条 本規約の改正及び、変更は本スクールの定める所によるものとし、その効力は会員にも及ぶものとします。

## 《附則》

第22条 本規約は2014年4月1日より施行いたします。